

告 示

埼玉県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

井上秀郎、引間喜四郎、引間好夫、岡尾菊子、加藤兼吉、加藤泰子、笠原槌藏、久保新作、久保道助、宮崎松三郎、黒沢金三郎、黒田スミ、今井喜助、三上君江、三上徳太郎、三上猶次、三上倫、山戸文雄、山中鉄之助、山中隆、若野義久、若林藤蔵、小泉喜助、新井義久、新井荒次郎、新井市郎、新井志ん、新井代吉、新井仲次郎、新井妙子、新井和子、深田修嗣、神林喜代一、神林千代、西伊之助、千嶋福造、大沢芳三郎、大澤登美夫、町田光久、町田宗司、町田弥平治、町田唯一、田中健助、富田善太郎、富田千代藻、堀口卯十郎、堀口辰三郎、堀口斧藏、新井梅太郎、新井左源太、新井萬喜太郎、新井泰之進、今井金作、長谷川益吉

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成二十七年十一月二十日付埼玉県告示第千三百十六号（保安林の指定施業要件の変更予定について）によること。